

補助対象経費一覧

	項目	例示	備考
1	新しい生活様式に対応するために必要な改修工事費	換気装置の設置 パーテーション設置 自動水栓蛇口の取り付け 自動ドアの設置	感染防止対策とならない内装工事（壁紙張替えや照明設置など）は補助対象外となります。
2	新しい生活様式に対応するために購入する備品や消耗品費	アクリル仕切り板 飛散防止パネル 透明ビニールカーテン サーモカメラ 非接触型検温器 サーキュレーター 空気清浄機 自動消毒液噴霧器 レジのコイントレー 衛生用品 （消毒液、マスク、ゴーグル、フェイスシールド）	汎用性が高いもの（パソコン等）は補助対象外となります。
3	新しい生活様式に対応するための新たな事業展開に要する経費（受注開拓及びテレワーク環境の整備に要した費用等）	キャッシュレス決済端末導入に係る費用 セルフレジ導入費用 ECサイト整備費用 ECモールへの出店費用 通信販売を開始するためのホームページ制作費用 ウェブ会議システム導入費用 テレワーク用ソフトウェアの購入費用 新たにテイクアウト・デリバリーを始めるのにかかった経費	レンタル（リース）料・月額利用料に関しては、補助対象外となります。

※上記例示以外でも、事業所等の新型コロナウイルス感染防止対策になるものであれば補助対象となる可能性があります。取手市役所産業振興課 感染対策補助金担当までお問合せください。